

第 14 章 保育士修学資金に関わる Q & A

《 申込みについて 》

Q1. 申込書はどこで受け取れますか？

A1. 本会ホームページからダウンロードいただけます。
保育士修学資金貸付事業 URL <https://bit.ly/3tYOpqo>

Q2. 申込者の対象である「学業優秀である」とは何をもって判断しますか？

A2. 養成施設の長からの推薦状をもって判断します。

Q3. 申込希望者が多い場合、学校が推薦する者を決めてよいですか？

A3. 人数の制限は設けていません。申込要件を満たしている学生のうち、養成施設の長が推薦いただける方をご推薦ください。なお、年間の貸付枠数は 50 名程度です。

Q4. 通信課程の学生も貸付対象となりますか？

A4. 通信課程も対象となります。

Q5. 両親ともに働いている場合、その両方の収入証明が必要ですか？

A5. 扶養者の前年収入の合計額を証明する書類をご提出ください。ただし、世帯の主たる生計維持者が扶養者と異なる場合は、扶養者と世帯の主たる生計維持者の 2 通を提出してください。

Q6. 日本学生支援機構でお金を借りています。保育士修学資金の借入申込みもできますか？

A6. 申込み可能です。ただし、高等教育の教育支援新制度の「授業料減免」を利用している場合や給付型奨学金を利用する場合は、貸付金額に制限があります。

Q7. 生活福祉資金でお金を借りています。保育士修学資金の借入申込みもできますか？

A7. 生活福祉資金は他制度優先の原則があるため、同時期に同目的の併用は不可能です。ただし、既に同目的の資金（教育支援費）を借入れている場合は、生活福祉資金の借入を停止し、同時期の借入とならないよう手続きをとる場合において、本修学資金を申請することができます。また、用途の異なる費用については併用が可能です。まずは、お住まいの区の区社会福祉協議会か、本会にご相談ください。

Q8. 年度の途中で申込要件を満たしたのですが、借入希望期間はいつ分から申し込めますか？

A8. 当該年度の 4 月に遡って申込みいただけます。（第 2 章の 3 参照）

《 連帯保証人について 》

Q9. 連帯保証人に年齢や収入の制限はありますか？

A9. 年齢は 20 歳以上 65 歳未満、収入の制限は設けていません。国税、地方税等について、既に徴収猶予等の処分を受けていない方、もしくは現に生活保護法によるいずれかの扶助を受給していない方。連帯保証人の要件を全て満たしていれば、連帯保証人として立てることができます。万一、連帯保証人が亡くなった場合は、別の連帯保証人を新たに立てていただく必要があります。

Q10. 過去に兄弟 2 人が生活福祉資金を借り入れる際、両親が連帯借受人になっています。本修学資金の連帯保証人として立てることはできますか？

A10. 連帯保証人として、立てることができます。